

高齢フリーランス 安全網ないまま

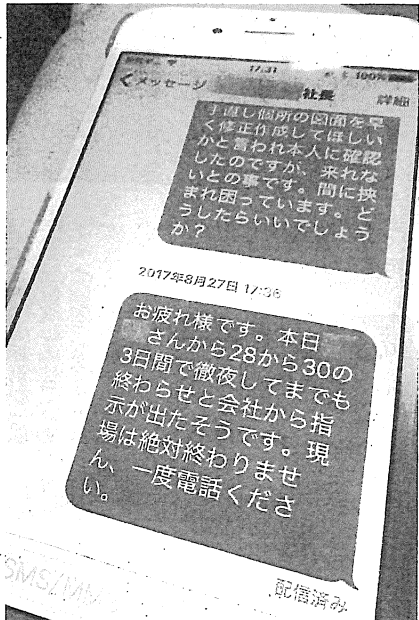
月140時間残業 66歳男性自死

七十歳までの就労を進めるため、政府が提出した高齢者雇用安定法（高年法）改正案の国会審議が今週にも本格化する。人手不足や社会保障財源ひっ迫を受け、高齢者にも担い手になってもう狙いだが「高齢フリーランス」量産の懸念をほらむ。

（生島章弘、写真も）

―高齢者労災増加の恐れ②面

働き方改革の死角 高年法改正で不安定就労加速



喜彦さんは設備会社社長にショートメールで、工期の厳しさを繰り返して訴えたが、一度も返信はなかったという喜彦さんの遺品のスマートフォン（一部画像処理）

警察の遺体安置所に横たわる夫の顔は無精ひげに包まれ、深いしわが刻まれていた。滞在先に残されていた紙には「もう、つかれた」の言葉。

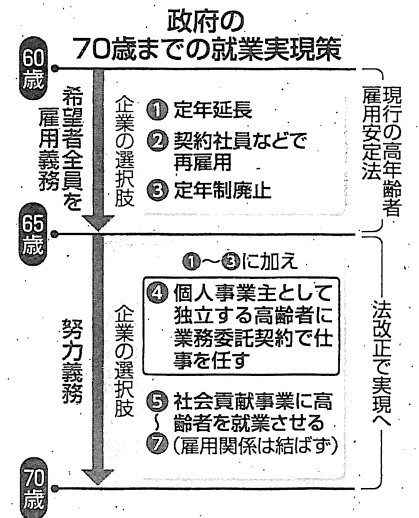
「パパは仕事で家を空けることが多かったから、今

でも長い出張に行っているような気がする」。大阪市の井村優花さん（仮名）は仮名は言葉を絞り出した。夫の喜彦さん（同）がアパートで自死したのは六十六歳の誕生日翌日の二〇一七年九月五日。その年四月

から関東に単身赴任、日立製作所が受注し、下請けの中小設備会社が施工していた製薬工場の配管工事の現場責任者をしていた。

優花さんは夫の勤務記録を見つげ目を疑った。死亡直前は「午前八時から午前四時まで」の二十時間に及んだ。八月は月百時間の過労死ラインを大幅に超える百四十時間も残業していた。

孫とのテレビ電話を楽しみにしていた六十代後半の高齢者が異常な長時間労働に追いやられた背景には、



法改正案 現行法は公的年金支給が65歳からになったのに対応、希望する社員を定年延長などの制度導入で全員65歳まで雇うことを義務づけている。雇い主は確保措置をしない企業を公表する規定もある。改正法案はさらに2021年度から企業に65〜70歳の就業支援の努力義務を課す。定年延長に加え、個人事業主などで独立する高齢者を業務委託契約で支援するなどを選択肢としている。

働き方の形態がある。喜彦さんは会社を定年退職した後、配管工事などを手掛ける個人事業主として独立。設備会社とも雇用契約ではなく、業務委託契約を結んでいた。個人事業主は会社員と異なり、労働時間上限の定めがない。七月に工期の大幅短縮を命じられ、早朝から深夜まで働いていた喜彦さんは毎日、勤務記録を設備会社に提出していたが、長時間労働は放置された。報酬は月額一括で払われ途中で投げ出すことも困難だった。

優花さんら遺族による労災申請も難航。個人事業主でも会社から指揮命令を受けていた実態があれば雇用された労働者同様、対象になる。だが、弁護士に相談しても「個人事業主だと難しい」と相次いで断られ、四人目ようやく弁護士が決まった。労災認定されたのは一八年六月末。死亡後約十九月たった。

遺族は工事のちも日立や設備会社などの責任を問い損害賠償訴訟もしている。日立は取材に「係争中のため、コメントは控える」と答えた。

安倍晋三首相が「元気な高齢者に経験を発揮してもらおう」と言う改正案だが成立すれば、安全網がない高齢者の働き方が増えそう。企業に課す努力義務には個人事業主で独立する社員への業務委託など「雇用による働き方」がある。雇用負担を嫌う企業に配慮した。

個人事業主の不安定さは、新型コロナウイルスの影響で仕事を失った人への補償が薄い現実でも鮮明だ。労働問題に詳しい東一郎弁護士は言う。「企業は、負担の軽い個人事業主化を必ず選ぶ。高齢者支援に名を借り不安定な働き方を増やすのは問題が大きい」

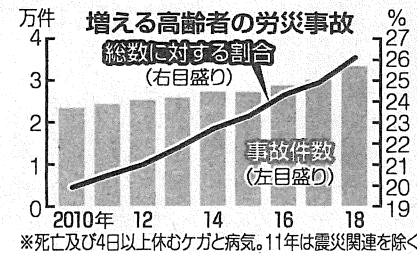
65～70歳の就労環境整備を旗印に、政府が国会で成立を目指す高齢者雇用安定法（高年法）改正案は、企業の努力義務を、雇用関係を断ち切った上で業務委託契約を結ぶことも認めているのが特徴だ。年金受給開始年齢のさらなる引き上げも取りざたされる中、厳しい環境で働く高齢者のけがや死亡事故などが増える恐れがある。

（生島章弘）＝〇面参照

高齢者労災 深刻化恐れ

働く高齢者は急増しており、総務省の労働力調査によると六十五歳以上の就業者は二〇一九年時点で八百九十二万人と、二十年前でほぼ倍増。一方、厚生労働省によると六十歳以上の労災は十年前から約一万件も増え一八年で三万三千件。死亡も全体（九百九十二人の四割近くを占める三百四十三人）だった。

高齢者は身体機能が低下するにもかかわらず、安全対策が徹底されていないことも原因とみられる。高年法改正案は来年四月の施行



雇用契約と業務委託契約で異なるセーフティーネット



を予定しており、「高齢フリーランス」が増えれば事態が悪化する心配がある。個人事業主やフリーラン

スの場合、雇用された労働者ではないため、労災認定などを通じた救済が難航する懸念は根強い。統計上、

労災に分類されず、実態が分からぬまま高齢者が仕事で死傷するケースが増えることも想定される。日本労働弁護団は先月、緊急声明を発表し、「高齢者を労働法の保護から外し働く者の権利を侵害する」と批判

した。現行の高年法が企業に六十五歳まで定年延長や再雇用を義務付けているのは年金も給料もない「空白期間」をなくすためだ。会社員などが加入する厚生年金の受給開始年齢は男性が二五年度から、女性は二〇年度から全員が六十五歳になる。政府が企業に七十歳までの就労支援の努力義務を課すのは、再び引き上げるための「地ならし」とみる専門家は多い。

年金財政は苦しく、政府内では将来的に受給開始年齢を七十歳まで段階的に引き上げる案がくすぶる。それが現実となれば、企業による就労支援も改正案の「努力義務」から、企業名公表など、より強制力のある「義務」に強化される可能性がある。だが、「中身が個人事業主への業務委託なら、収入も立場も不安定な高齢者を増やすだけになる」（労働問題に詳しい弁護士）。

生活を支えるため、建設現場や交通整理など危険にさらされながら働く高齢者は多い。労災関連の訴訟も手掛ける松丸正弁護士は「政府が『億総活躍』をうたう以上、誰もが安全に心身の健康を保つて働ける環境をつくることは当然だ。高齢者の保護策を万全にすることを優先すべきだ」と話す。